

外国人労働者問題と西ドイツ経営

増 田 正 勝

目 次

- I 序 論
- II 外国人労働者の現状
 - 1. 外国人居住者
 - 2. 外国人被雇用者
- III 外国人労働者問題の展開
 - 1. 初期の季節労働者の時代——1950年代
 - 2. 「ガストアルバイター」の出現と増大——1961年～1967年
 - 3. 「ガストアルバイター・ブーム」——1968年～1973年
 - 4. ガストアルバイターから外国人労働者へ——1974年～1977年
 - 5. 緊張と対立の時代——1978年以降
- IV 外国人労働者の経営問題——1960年代を中心にして
 - 1. 外国人労働者募集の特殊性
 - 2. 雇用の一時性
 - 3. 経営過程への適応困難
 - 4. 外国人労働者の技能水準
 - 5. 外国人労働者雇用の効果
- V 結 論

I 序 論

今日、西ドイツ社会が、一般に外国人労働者問題¹⁾と総称される、容易に解決の糸口を見出せないはなはだやっかいな問題を抱え込んでしまっていることは、純粹に数字だけを見ても十分に推察されるだろう。1986年現在で西ドイツの居住者人口は6,112万人であるが、この中に451万人の外国人居住者が含まれており、全人口に対する比率は7.4%である。外国人被雇用者は159万人で、西ドイツの全被雇用者の7.7%を占めている。1982年以来失業率は9%を超えているが、外国人労働者の失業率は1986年で13.7%と高く、約25万人の外国人失業者を抱えている。1985年のドイツ人の出生率9.6に対して、外国人のそれは12.3である。

1) 西ドイツの外国人労働者問題に関する、日本における研究としては、例えば以下の如きものがある。

長場 紘「トルコ人移民労働者の実態」アジア経済, 16(1), 1975年。

曾国 雄「ヨーロッパ共同体における労働者の自由移動」経済経営研究, 26, 1976年。

真瀬勝康「西ヨーロッパにおける外国人労働者の実態分析」(上・下)日本労働協会雑誌, 221/222, 1977年。

佐々木 建『外国籍企業と労働問題』, 第3編「外国人労働者雇用と労使関係の国際化」, ミネルヴァ書房, 1982年。

山本健児「ドイツ連邦共和国における外国人労働者の地域的公布」地理学評論, 55(2), 1982年。

森田 劭『国際間移動の労働』昭和堂, 1983年。

森 広正『現代資本主義と外国人労働者』大月書店, 1986年。

有賀優子「西ドイツにおける外国人労働者問題と多国籍企業」経済学研究, 51(6), 1986年。

佐藤 忍「西ドイツにおける内部労働市場と外国人労働者—昇進差別の構図」研究年報『経済学』, 47(4), 1986年。

神谷国弘「西独都市における外国人労働者の空間的凝離現象と統合問題—ミュンヘン市域レベルのGhettoisierungについて」(I, III, III), 社会学部紀要, 18(2), 1987年, 19(1), 1987年, 19(2), 1988年。

木前利秋「西ドイツにおける外国人労働力導入の構造」森田桐郎編『国際労働力移動』東京大学出版会, 1988年, 第7章。

真瀬勝康「西欧における外国人労働者とその送り出し構造—西ドイツとトルコを中心にして」同上書, 第8章。

前述のように1986年の外国人の全人口比は7.4%であったが、これはあくまでも全国平均であって、実際の居住状態をみると、一定の地方や一定の都市への集中化傾向が顕著にみられる。たとえば、ヘッセン州の外国人居住比率は9.5%、バーデン・ヴュルテンベルク州のそれは9.3%で平均を2%ほど上回っているが、ヘッセン州のフランクフルトでは25%、オッフエンバッハで21.7%、バーデン・ヴュルテンベルク州のシュトゥットガルトが18.2%、マンハイムが15.5%という具合に、著しい集中化傾向が生じている。かつて60年代の中葉にシュトゥットガルトの市長は、「私は同時にちょっとした中規模イタリア都市の市長でもある」とジョークを飛ばした。当時のシュトゥットガルトには約7万人の外国人居住者がいて、その大部分がイタリア人であった。しかしその後も外国人居住者は増加し、その国籍別構成も多様化し、外国人の集中化傾向は常態化してしまっている。こうした居住状況はさまざまな難問を各都市の市政に投げかけている。

外国人労働者問題は複雑かつ多岐である。昨年 Westdeutscher 社から出た『外国人労働者——その社会的問題の分析と展望』(*Gastarbeiter. Analyse und Perspektiven eines sozialen Problems*, 2. Aufl., hrsg. von H. Reimann / H. Reimann, Opladen 1987.) は、西ドイツの外国人労働者問題へのよきガイドであるとともに、それ自体、外国人労働者問題のすぐれた研究成果を示している。この問題のもつ複雑多岐性は、この本の共著者たちの掲げたテーマ²⁾や巻末の200ばかりの文献の各標題から容易にうかがい知ることができるが、ライマンが問題群・研究領域・関連学科を整理して表にまとめている。これを一部簡略化したものが表1である。外国人労働者問題が深さと広がり

2) 以下のようなテーマの論文が寄せられている。

「外国人労働者問題と移住研究」(H. Reimann / H. Reimann)

「西ドイツにとっての外国人雇用の意味」(K. Jürgen)

「外国人労働者移動と社会的緊張」(H. -J. Hoffmann-Nowotny)

「同化と融合の問題」(D. Goetze)

「西ドイツにおける外国人労働者の法的地位」(H. Quaritsch)

をもち、またそれが典型的な学際的研究の場であることが容易に理解されよう。

われわれが係わるのは、それらの問題群の中の一部であるにすぎない。ライマンが「経営における外国人協働者」(Ausländische Mitarbeiter im Betrieb)というテーマのもとに総括している問題領域がそれである。たしかにこの領域は経営経済学のものであろう。しかし、経営経済学の側では、他の関連学科の学際的協力がなければ一步も前進できないであろう。とくに「経営における外国人労働者の統合」といった実践的課題を掲げるときは、なおさらそうである。

外国人労働者の雇用は西ドイツ経営にどのような問題を生ぜしめてきたのであろうか。また、問題の解決に西ドイツ経営はどのような政策を展開してきたか。問題を整理し、若干の分析を試みるのが、本稿におけるわれわれの課題である。外国人労働者問題は、1960年代から70年代前半にかけての時期とそれ以後の時期とでは大きく変質する。本稿では前者の時期の経営問題を考察し、後者の時期については稿を改めるつもりである。本題に先立って、まず外国人労働者の現状を概観するとともに、外国人労働者問題の展開について簡単に歴史的な考察を加えておきたい。

「西ドイツの工業経済における外国人労働者の統合」(E. Gaugler / W. Weber)

「外国人労働者とマスメディア」(H. Reimann)

「外国人労働者の居住状況」(H. Reimann)

「移住者家族の将来への態度—ベルリンのトルコ人家族」(C. Wilpert)

「外国人労働者の出生傾向、多産性、人口統計学的展開」(L. A. Vaskovics)

「外国人労働者子弟の学校問題」(S. Harant)

表1 外国人労働者研究の問題群・問題領域および関連学科

学 科	特殊学科	問題群・問題領域	学 科	特殊学科	問題群・問題領域
社会学	人口統計学	人口記述, 人口量, 人口密度, 人口運動, 生殖行動, 人口構造, 人口統計, 人口政策, 人口理論。	教育学	外国人教育学	特別学級, 普通学級, 国際的外国人学級。父兄活動。母国語学級。外国人教師の育成。側面参加。二ヶ国語制。言語習得。再教育。外国人若年層の職業教育。二ヶ国語授業。社会化。
	人口社会学	人口移動の原因, 強制移動, 移動労働, 移住モデル, 人口移動理論, 人口移動効果, 統合・同化研究, 国内人口移動, 国際人口移動, 帰国。			
	人口移動社会学	諸文化相互関係の問題, 同化, 島国化, 統合。参加能力。移動動機。再移住。第二世代。下層形成。垂直的移動。国内統合。被雇用者社会。社会的隔離。サブ・カルチャー, 連鎖移動。移動連鎖, 価値モデル。			
社会学	外国人労働者社会学	諸文化相互関係の問題, 同化, 島国化, 統合。参加能力。移動動機。再移住。第二世代。下層形成。垂直的移動。国内統合。被雇用者社会。社会的隔離。サブ・カルチャー, 連鎖移動。移動連鎖, 価値モデル。	ソーシャルワーク	外国人ソーシャルワーク	外国人青年グループの福祉。統合援助。若年外国人の就業準備・社会的編入のための施策。教育構想の展開。友愛グループ。
	社会学	諸文化相互関係の問題, 同化, 島国化, 統合。参加能力。移動動機。再移住。第二世代。下層形成。垂直的移動。国内統合。被雇用者社会。社会的隔離。サブ・カルチャー, 連鎖移動。移動連鎖, 価値モデル。	コミュニケーション論	外国人出版物。外国人番組のメディア分析	ラジオ・テレビ番組, 新聞雑誌記事の内容分析。外国人新聞。外国人向け番組の効果分析。外国人労働者のネットワーク分析。浸透研究。
実証的 社会研 究	代表調査 パネル分析 内容分析	外国人居住者と各移住集団の状況に関する定期的アンケート調査。出身・居住状態・労働問題の調査。方法問題。	民族学	外国人労働者の民族学	外国人労働者の出身国・出身地方におけるケーススタディ。居住国における外国人労働者の家族調査(保護関係, 親戚関係)。外国人労働者のネットワーク分析。社会的隔離のケーススタディ。文化的同一化。文化的同化の研究。
心理学	偏見の研究 少数集団研究	偏見, 少数者差別, 烙印押し, レッテルはり。外国人敵視。心的適応問題。移住における家族の対立。文化的アイデンティティ。	国民経 済学	外国人労働者の経済学	効用分析。国外投資。インフラストラクチュア。労働市場。失業。合理化。産業予備軍。募集, 募集停止。経済格差。発展途上国。景気の影響。コントロール手段。資源配分。
政治学	国際関係 少数者政策	国家間の協約関係。出身国と受入れ国の国際関係。統合政策, 外国人政策, 少数者政策。ローテーション対統合。政治的参加。			

学 科	特殊学科	問題群・問題領域
経営経 済学	経営におけ る外国人従 業員	仕事の満足、適性、募 集採用、外国人従業員 の昇進可能性。経営に おける統合。経営にお ける民族間対立。外国 人職長。職業育成。家 族援助。
法学	外国人法 国際法	滞在許可。滞在法。外 国人法。移動の自由。 移入制限。帰化。自治 体選挙権。政治的参加。 二国間・多国家(国際) 協定。
女性研 究	女子外国人 労働者研究	西ドイツおよび出身国 における労働移住者の 夫人・娘の状況分析。 外国人労働者住民にお ける差別。職業能力あ る女子外国人労働者の 冷遇、職場移動チャン ス、適性化・不適性化。 異民族間の結婚。生殖 行動。`結婚移住`。文 化的抗争。
歴史学	人口移動史	労働者募集、移住労働 者の宿命、19世紀と20 世紀はじめにおける、 とくにプロイセンおよ びドイツ帝国での外国 人鉱山労働者・工業労 働者・農業労働者の就 業斡旋と残留、ドイツ 帝国およびその後にお ける外国人雇用の経済 的意義・政治的統制・ 偏見。

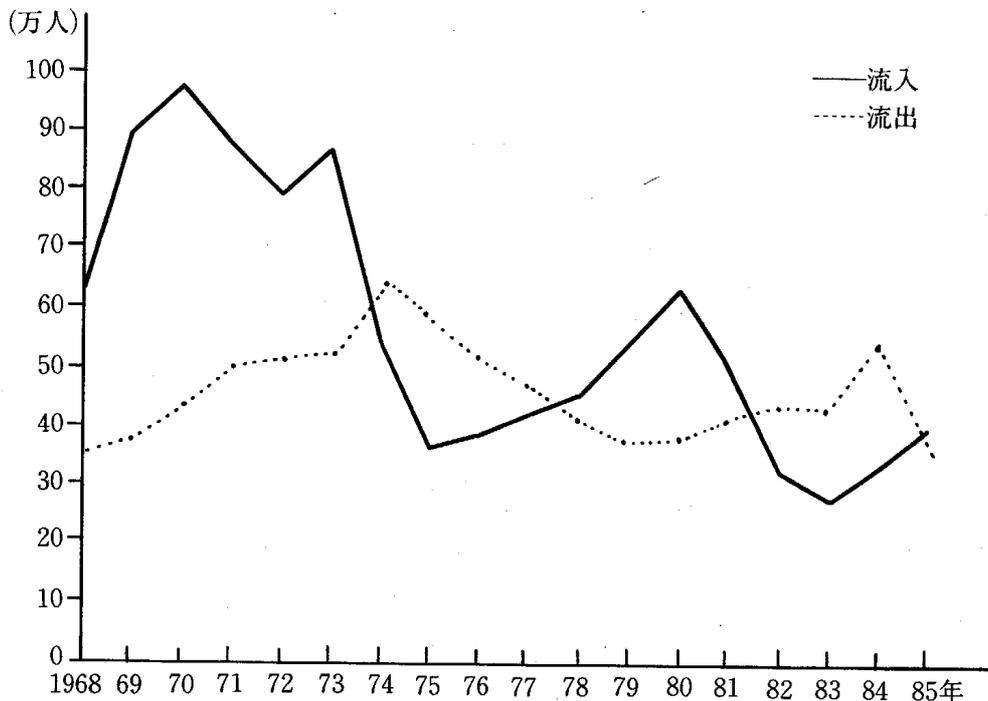
学 科	特殊学科	問題群・問題領域
犯罪学	外国人労働 者犯罪、青 少年犯罪。	(省略)
医 学 (精神 医学)	外国人労働 者精神医学。 民族精神医 学。	(省略)
言語学	社会言語学。 第二言語と してのドイ ツ語。	(省略)
地理学	社会・経済 地理学。	(省略)
資料整 備・書 誌学	外国人労働 者書誌学。 外国人労働 者資料整備。	(省略)

Ⅱ 外国人労働者の現状

1. 外国人居住者

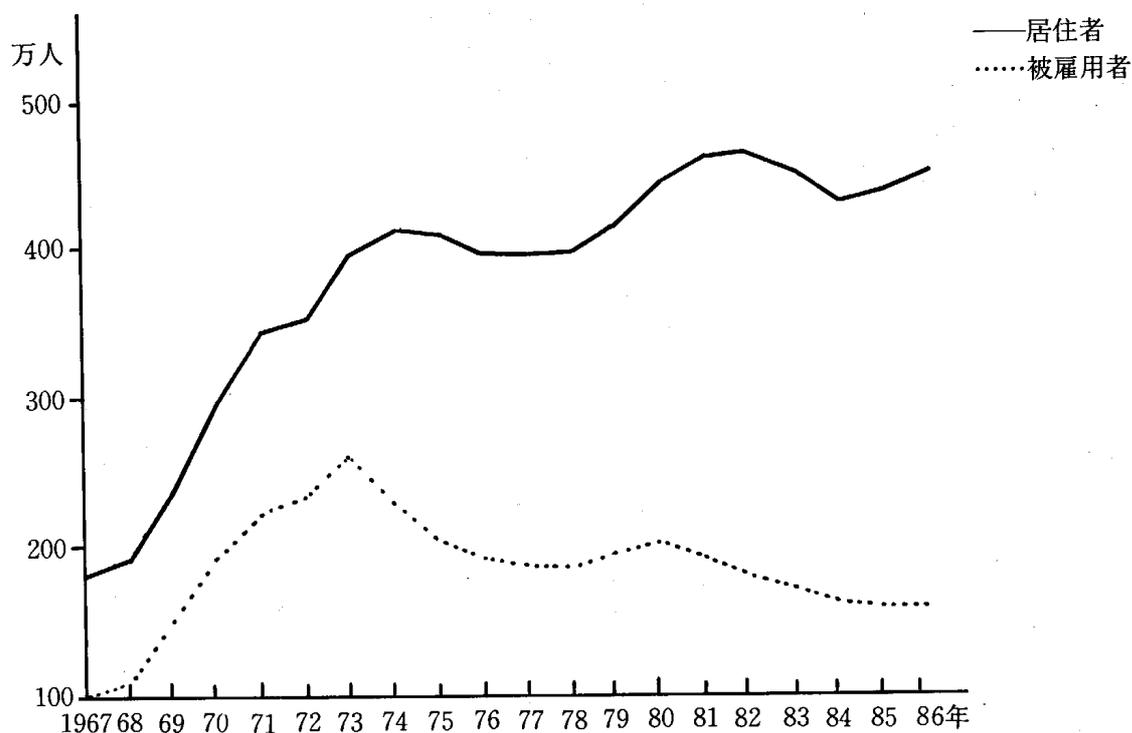
西ドイツへの外国人の流入および流出は、西ドイツ経済の景気変動と西ドイツ政府の外国人労働者政策の変更に応じて、また外国人労働者の送り出し国の社会・経済情勢の変化にしたがって、さまざまに変動してきた。図1は、1968年から1985年に至る17年間の流入・流出を示している。石油危機以後、そしてまた1973年11月の外国人労働者募集停止 (Anwerbestopp) 以後、流入の急激な減少が生じていることがわかる。

しかし、こうしたフローの動きとは別に、図2で描かれているように、ストックとしての外国人居住者は、多少の凹凸はあるものの、一貫して増加し



(注) Zahlen zur wirtschaftlichen Entwicklung der BRD, hrsg. von Institut der deutschen Wirtschaft, Köln 1987, Tabelle 7, より作成。

図1 外国人の流入・流出



(注) 本稿の表2, 表4より作成。

図2 外国人居住者・被雇用者

てきている。80年代に入ると、全人口に対する外国人人口の比率は年平均7.3%ほどになっている。

外国人居住者の国籍別構成は表2の通りである。大きな変化は、EC諸国系外国人が次第に後退して非EC諸国系外国人が増えてきたことと、トルコ人の急増である。1984年現在でEC系外国人27.8%に対して非EC系外国人72.8%と、後者が前者の約2.7倍になっている。1968年まではイタリア人が最大多数で、1961年にはトルコ人は1%にも満たなかった。70年代に入ると、トルコ人は、イタリア人、ユーゴスラヴィア人を抜いて最大多数となり、その後年々増え続け、1982年にはイタリア人およびユーゴスラヴィア人のほぼ3倍という多きに達している。

外国人の居住分布に一定の集中化傾向が見られることについては、すでに

表2 外国人居住者とその国籍別構成

(単位:10,000人,%)

	外国人居住者	総人口に 対する割合	EC・非EC別構成(100%)		トルコ人	ユーゴスラ ビア人	イタリア人	ギリシャ人	スペイン人	ポルトガル人
			EC諸国	非EC諸国						
1951	51				0.1(0.2)	2.4(4.7)	2.4(4.7)	0.3(0.5)	0.2(0.3)	
1955	48				0.2(4.2)	2.1(4.3)	2.6(5.4)	0.4(0.8)	0.2(0.4)	
1961	69	1.2	35(50.4)	34(49.5)	0.7(1.0)	1.6(2.3)	20(30.0)	4(5.7)	4(5.7)	1(1.4)
1967	181									
1968	192									
1969	238	3.9	98(41.0)	140(59.0)	32(13.4)	33(13.9)	51(21.4)	27(11.3)	21(8.7)	4(1.6)
1970	298	4.9	113(37.9)	185(62.1)	47(15.8)	51(17.1)	57(19.1)	34(11.4)	25(8.3)	5(1.6)
1971	344	5.6	122(35.5)	222(64.5)	65(18.9)	69(20.1)	59(17.1)	39(11.3)	27(7.8)	8(2.3)
1972	353	5.7	119(33.7)	234(66.4)	71(20.1)	61(17.3)	58(16.4)	39(11.0)	27(7.6)	8(2.2)
1973	397	6.4	128(32.3)	269(67.8)	91(22.9)	70(17.6)	63(15.9)	41(10.3)	29(7.3)	11(2.7)
1974	413	6.7	129(31.2)	284(68.8)	103(24.9)	71(17.2)	63(15.3)	41(9.9)	27(6.5)	12(2.9)
1975	409	6.6	125(30.6)	284(69.4)	108(26.4)	68(16.6)	60(14.7)	39(9.5)	25(6.1)	12(2.9)
1976	395	6.4	118(29.9)	277(70.1)	108(27.3)	64(16.2)	57(14.4)	35(8.8)	22(5.5)	11(2.7)
1977	395	6.4	116(29.4)	279(70.6)	111(28.1)	63(15.9)	57(14.4)	33(8.3)	20(5.0)	11(2.7)
1978	398	6.5	115(28.9)	284(71.1)	117(29.4)	61(15.3)	57(14.3)	31(7.7)	19(4.7)	11(2.7)
1979	415	6.7	117(28.2)	297(71.8)	127(30.6)	63(15.1)	59(14.2)	30(7.2)	18(4.3)	11(2.6)
1980	445	7.2	121(27.2)	324(72.8)	146(32.8)	63(14.2)	62(13.9)	30(6.7)	18(4.0)	11(2.4)
1981	463	7.5	123(26.6)	340(73.4)	155(33.5)	64(13.8)	62(13.3)	30(6.4)	18(3.8)	11(2.3)
1982	467	7.5	122(26.1)	345(73.9)	158(38.3)	63(13.5)	60(12.8)	30(6.4)	17(3.6)	11(2.3)
1983	453	7.4	117(25.8)	337(74.2)	155(34.2)	61(13.5)	57(12.5)	30(6.6)	17(3.7)	10(2.2)
1984	430	7.0	117(27.2)	313(72.8)						
1985	438	7.2								
1986	451	7.4								

(注) 1951年と1955年については、W. S.Freund (Hrsg.): *Gastarbeiter, Neustadt / w.* 1980, S. 41, Tabelle 1, より, 1967年, 1968年, 1985年, 1986年については、*Zahlen zur wirtschaftlichen Entwicklung der Bundesrepublik Deutschland*, hrsg. von Institut der deutschen Wirtschaft, Köln 1987, Tabelle 1, より, それ以外の年については、H.-W. Franz u. ä. (Hrsg.): *Neue alte Ungleichheiten. Berichte zur sozialen Lage der Bundesrepublik*, Opladen 1986, S. 230, Tabelle 1, より作成した。

前節で触れておいた。表3は、州および主要各都市における外国人の居住比率を示している。これらの都市における外国人の国籍別構成がどうなっているかを知りたいところだが、手もとに十分な資料がない。フランクフルトの被雇用者についてだが、1971年で、ヘッセン州の外国人労働者25万人中その約半数の11万人がフランクフルトで働いており、ギリシャ人8.8%、イタリ

表3 州および都市の外国人居住比率

(単位：%)

	1961	1970 ¹⁾	1975 ²⁾	1980	1982	1983	1984	1985 ³⁾	1986 ³⁾
全国平均	1.2	4.9	6.6	7.2	7.6	7.4	7.1	7.2	7.4
〈各州〉									
Bremen	0.7	3.3	5.8	6.9	7.5	7.4	7.0	7.1	7.4
Hamburg	1.2	5.0	6.7	8.7	10.6	10.7	10.6	10.8	11.2
Berlin (West)	0.6	5.6	8.6	11.1	12.5	12.7	13.0	13.7	13.7
Schleswig-Holstein	0.5	1.8	3.0	3.3	3.6	3.5	3.3	3.3	3.3
Niedersachsen	0.6	2.6	3.6	3.9	4.1	4.0	3.8	3.8	4.0
Nordrhein-Westfalen	1.3	4.9	7.1	8.1	8.5	8.3	7.9	7.9	8.1
Hessen	1.3	6.1	8.0	8.9	9.3	9.3	9.2	9.3	9.5
Rheinland-Pfalz	0.8	2.8	4.1	4.5	4.7	4.6	4.5	4.5	4.6
Saarland	1.9	3.1	3.9	4.1	4.3	4.3	4.2	4.3	4.5
Baden-Württemberg	2.2	8.1	9.6	9.9	9.9	9.5	9.2	9.1	9.3
Bayern	1.2	4.8	6.2	6.3	6.5	6.3	6.1	6.1	6.3
〈諸都市〉									
Düsseldorf		8.8	11.3	13.7	15.2	15.3	15.0	15.4	16.1
Frankfurt/Main		15.7	17.9	22.1	23.5	23.9	24.0	24.6	25.0
Köln		10.0	11.4	14.5	15.2	15.3	14.9	14.8	15.1
Ludwigshafen		9.0	10.8	12.9	13.8	13.8	13.7	13.9	14.3
Mannheim		12.5	12.1	14.3	15.5	14.9	15.1	15.3	15.5
München		13.2	16.8	16.8	17.3	16.4	16.4	17.0	17.4
Offenbach		14.7	18.1	20.6	21.1	20.6	20.5	21.1	21.7
Reimscheid		12.2	13.5	14.9	14.8	14.2	13.2	13.4	13.9
Stuttgart		12.7	15.7	18.1	18.3	17.9	17.5	17.6	18.2

1) 都市については1971年の比率。

2) 都市については1976年の比率。

3) 12月31日現在の比率。それ以外はすべて9月30日現在の状態。

(注) Zahlen zur wirtschaftlichen Entwicklung der Bundesrepublik Deutschland, Tabelle 6.

ア人15.4%, ユーゴスラヴィア人18.4%, スペイン人10%, トルコ人9.7%であった³⁾。1981年のケルンでは, 外国人居住者の比率は10%で, ギリシャ人5.5%, イタリア人14.1%, ユーゴスラヴィア人6.3%, スペイン人2.5%,

3) Borris, Maria: *Ausländische Arbeiter in einer Großstadt. Eine empirische Untersuchung am Beispiel Frankfurt*, Frankfurt a. M. 1973, S. 9, Tabelle 3.

ポルトガル人1.9%、トルコ人44.6%となっている⁴⁾。ケルンではトルコ人の異常とも思える集積度が目立っている。

2. 外国人被雇用者

外国人被雇用者の変動は、表4と図2に示されている。60年代に入って本格的な外国人労働者雇用の時代に突入し、1968年から1973年にかけて年々急激な増加が見られ、いわば「外国人労働者雇用ブーム」があったことがわかる。石油危機と募集停止以後、徐々に減少している。1984年以降はおよそ160万人前後に落ち着いている。

外国人被雇用者の国籍別構成は、先にみた外国人居住者のそれとほぼ同じ展開を示している。1960年には、イタリア人被雇用者は43.8%でトルコ人はわずか0.8%にすぎなかった。しかし1971年になると、イタリア人、ユーゴスラヴィア人を抜いてトルコ人被雇用者が最大多数となり、1986年現在、トルコ人32.2%、ユーゴスラヴィア人18.5%、イタリア人12.1%となっている。

外国人労働者の産業別就業構造を示したものが表5である。第1次産業部門、第3次産業部門に比して、第2次産業部門が圧倒的に多い。外国人労働者のおよそ70%はこの第2次産業部門で働いている。1986年で、建設業9.9%、鉱業13.1%、製造業10.6%となっている。製造業の中でとくに外国人労働者が多いのは、鋳物24.1%、繊維加工16.9%、プラスチック加工15.9%、製鉄・製鋼12.6%、化学7.6%である。サービス部門では、飲食・ホテル業19.5%が高い。

外国人労働者の就業者数は、仕事の種類や地域的特性に応じて平均よりはるかに高くなることもある。例えば、鉱業では平均13.1%だが、外国人鉱山労働者の82%は坑内作業に従事している。これに対してドイツ人の坑内労

4) *Ausländer in Köln 1985. Demographische Strukturen, schulische Integration, Arbeitsmarkt*, hrsg. von Amt für Statistik und Einwohnerwesen, Stadt Köln, Köln 1985, S. 5.

表4 外国人被雇用者とその国籍別構成

(単位：1,000人，%)

	外国人被雇用者総数 (全被雇用者に 対する割合)	トルコ人	ユーゴスラビア人	イタリア人	ギリシャ人	スペイン人	ポルトガル人
1955	80(0.4)		2.1(2.6)	7.5(9.4)	0.6(0.8)	0.5(6.2)	
1959	167(0.8)		7.3(4.4)	48.8(29.2)	4.1(2.5)	2.2(1.3)	
1960	329(1.5)	3.0(0.8)	9.0(2.7)	144.0(43.8)	21.0(6.3)	16.0(5.0)	0.3(0.1)
1961	549(2.7)			224.6(35.8)	52.3(7.7)	61.8(8.1)	
1962	716	18.6(2.6)	23.6(3.3)	276.8(38.7)	80.7(11.3)	94.0(13.1)	
1963	829	33.0(4.0)	44.4(5.4)	287.0(34.6)	116.9(14.1)	119.6(14.4)	
1964	986	85.2(8.6)	53.1(5.4)	296.1(30.3)	154.8(15.7)	151.1(15.3)	
1965	1,217(5.7)	133.0(10.9)	64.0(5.3)	372.0(30.6)	187.0(15.4)	183.0(15.0)	14.0(1.2)
1966	1,314	161.0(12.3)	96.7(7.4)	391.3(29.8)	194.6(14.8)	178.2(13.7)	
1967	991(4.6)	131.3(13.2)	95.7(9.7)	266.8(26.9)	140.3(14.2)	118.0(11.9)	
1968	1,090(5.2)	152.9(14.0)	119.1(10.9)	304.0(27.9)	144.7(13.8)	115.9(10.6)	
1969	1,501(7.2)	244.3(16.3)	265.0(17.7)	349.0(23.3)	191.2(12.7)	143.1(9.5)	
1970	1,949(9.1)	354.0(18.2)	423.0(21.7)	382.0(19.6)	242.0(12.4)	172.0(8.8)	45.0(2.3)
1971	2,241(10.3)	453.1(27.0)	478.3(23.9)	408.0(20.1)	268.7(11.2)	186.6(8.5)	
1972	2,352(10.8)	511.1(21.7)	474.9(20.2)	426.4(18.1)	270.1(11.5)	184.2(7.8)	
1973	2,595(11.6)	605.0(23.3)	535.0(20.6)	450.0(17.3)	250.0(9.6)	190.0(7.3)	85.0(3.8)
1974	2,287(10.9)	606.8(26.5)	466.7(20.4)	331.5(14.5)	229.2(10.0)	149.7(6.5)	
1975	2,039(10.1)	543.0(26.6)	416.0(20.4)	292.0(14.3)	196.0(8.8)	125.0(5.6)	68.0(3.3)
1976	1,921(9.5)	521.0(27.1)	387.0(20.1)	279.0(14.5)	173.0(9.0)	108.0(5.6)	62.0(3.2)
1977	1,870(9.3)	509.0(27.2)	374.0(18.6)	283.0(15.1)	156.0(8.3)	97.0(5.2)	60.0(3.2)
1978	1,864(9.1)	511.0(27.4)	367.0(19.7)	291.0(15.6)	143.0(7.7)	91.0(4.9)	58.0(3.1)
1979	1,947(9.3)	542.0(27.8)	364.0(18.7)	304.0(15.6)	136.0(7.0)	89.0(4.6)	59.0(3.0)
1980	2,016(9.5)	588.0(29.2)	349.0(17.3)	308.0(15.3)	130.0(6.4)	85.0(4.2)	58.0(2.9)
1981	1,917(9.1)	584.0(30.5)	336.2(18.8)	285.4(14.9)	122.2(6.4)	81.0(4.2)	54.1(2.8)
1982	1,785(8.6)	562.9(31.5)	317.1(17.8)	252.7(14.2)	114.6(6.4)	76.0(4.3)	49.7(2.8)
1983	1,709(8.4)	542.5(31.7)	306.3(17.9)	234.8(13.7)	107.6(6.3)	71.9(4.2)	45.4(2.7)
1984	1,608(7.8)	497.7(30.0)	297.8(18.5)	214.3(13.3)	105.0(6.5)	69.0(4.3)	36.3(2.3)
1985	1,587(7.6)	503.4(31.7)	295.4(18.6)	198.4(12.5)	102.0(6.4)	67.2(4.2)	35.3(2.2)
1986	1,592(7.7)	513.1(32.2)	294.8(18.5)	193.4(12.1)	101.6(6.4)	65.9(4.1)	35.1(2.2)

(注) 1959年, 1961年~1964年, 1966年~1969年, 1971年, 1972年, 1974年については, W. S. Freund (Hrsg.): a. a. O., S. 41, Tabelle 1, より, それ以外の年については, *Zahlen zur wirtschaftlichen Entwicklung*……, Tabelle 13, より作成した。なお, 1986年のみ6月30日現在, 他は9月30日現在の状態。

表5 産業別外国人被雇用者構成

(単位：%)

	1965	1970	1975	1980	1982	1983	1984	1985 ²⁾	1986 ²⁾
農業・林業・漁業	3.5	5.9	10.1	8.0	7.2	6.9	6.5	6.7	6.3
建設業	12.0	17.5	13.4	12.4	11.0	10.9	10.1	10.0	9.9
鉱業	6.7	9.3		12.9	13.1	13.4	12.9	13.1	13.1
製造業	7.9	12.5	14.1	13.3	12.1	11.5	10.8	10.7	10.6
その中									
化学	6.7	9.2	10.2	9.2	8.5	8.3	7.8	7.7	7.6
プラスチック加工	11.3	18.4	19.2	19.6	17.9	17.3	16.1	16.1	15.9
製鉄・製鋼	8.4	13.7	15.0	15.4	14.7	14.0	12.6	12.6	12.6
織物			26.5	27.3	25.7	25.0	23.6	23.9	24.1
繊維			20.4	19.7	18.6	17.9	16.9	17.1	16.9
サービス業	2.0	3.4	9.1	8.5	8.0	8.0	7.5	7.4	7.3
その中、飲食・ホテル業	7.6	14.8	22.5	21.9	21.0	20.9	19.8	19.9	19.5

1) 被雇用者中、社会保険を義務づけられた被雇用者。

2) 各年6月30日現在

(注) Zahlen zur wirtschaftlichen Entwicklung……, Tabelle 14.

働者はドイツ人鉱山労働者全体の56%である⁵⁾。西ベルリンでは、外国人労働者がとくに多い。1981年で、繊維71%、製鉄・製鋼54%、プラスチック加工43%、電機38%、自動車製造37%、紙加工35%となっている⁵⁾。西ベルリンでは、労働者の4人に1人は外国人労働者ということになる。

表6は、外国人失業者の統計である。ドイツ人の失業率よりも外国人の失業率が常に高い。外国人労働者の多くが、不況に弱くかつ景気回復に鈍感な産業部門や仕事部門で雇用されているからであろう。1986年現在で、西ドイツの失業率は9%で、199万人のドイツ人失業者と24万人の外国人失業者を抱えている。ちなみに1986年の日本の失業率は2.8%であった。

外国人労働者の技能レベルについては評価が分かれている。連邦政府の研

5) Kühne, Peter / Schäfer, Hermann: Soziale Ungleichheit von Ausländern. Zur Lage auf dem Arbeitsmarkt und in den Betrieben, in; Franz, H. -W. u. ä (Hrsg.): Neue alte Ungleichheiten. Berichte zur sozialen Lage der Bundesrepublik, Opladen 1986, S. 233.

究技術省 (BMFT) の研究調査グループが1975年から1979年にかけて1,670事業所を対象にして行った調査では、表7のような結果が出ている。不熟練も

表6 外国人労働者の失業

(単位：1,000人, %)

	失業者総数と失業率		外国人失業者とその失業率			失業者総数と失業率		外国人失業者とその失業率	
1955	1,074	5.6			1973	273	1.2	20	0.8
1960	271	1.3			1974	582	2.6	69	2.9
1961	181	0.8			1975	1,074	4.7	151	6.8
1962	155	0.7			1976	1,064	4.6	106	5.1
1963	186	0.8	2	0.3	1977	1,030	4.5	98	4.9
1964	169	0.8	2	0.2	1978	993	4.3	104	5.3
1965	147	0.7	2	0.2	1979	876	3.8	93	4.7
1966	161	0.7	4	0.3	1980	889	3.8	107	5.0
1967	459	2.1	16	1.6	1981	1,272	5.5	168	8.2
1968	323	1.5	6	0.6	1982	1,833	7.5	246	11.9
1969	179	0.9	3	0.2	1983	2,258	9.1	292	14.7
1970	149	0.7	5	0.3	1984	2,266	9.1	270	14.0
1971	185	0.8	12	0.6	1985	2,304	9.3	253	13.9
1972	246	1.1	17	0.7	1986	2,228	9.0	248	13.7

(注) 1961年～1964年, 1966年～1969年, 1971年, 1972年については, Franz, H.-W. u. ä. (Hrsg.): a. a. O., S. 230, Tabelle 2, より, それ以外の年については, Zahlen zur wirtschaftlichen Entwicklung……, Tabelle 16, 作成した。

表7 ドイツ人および外国人の工業部門被雇用者の技能構成

(単位：%)

	外国人	ドイツ人	全体
不熟練労働者 (見習い期間3ヵ月以下)	52.0	33.3	36.1
半熟練労働者 (見習い期間3ヵ月以上)	33.5	27.3	28.8
熟練労働者 (熟練工と共に訓練を受けた)	14.5	39.4	35.1

(注) Forschungsverbund: Probleme der Ausländerbeschäftigung. Integriert Endbericht, o. O., Juli 1979, S.32. (Franz, H.-W. u. ä. (Hrsg.): a. a. O., S.234, より引用した。)

しくはそれに近い半熟練の労働者が52%を占めている。これに対して、ボン・バード・ゴードスベルクのフリードリッヒ・エーベルト財団の研究所が、労働社会省の依頼を受けて行った調査によれば、表8にみる通り、むしろ1972年に比して1980年には不熟練労働者が約30%に減って、また半熟練労働者も減少し、熟練労働者がその分大巾に増えている。前者の調査は事業所を対象に行われているが、後者は6,138人の外国人労働者を対象としたアンケート調査・面接調査の結果である。後者においては、技能度についての被調査者の判断基準に客観性が乏しい。たしかに外国人労働者の熟練度が滞在年数の長さと同比例して高まることは否定できないが、なお依然としてその半数は不熟練労働者として位置づけられるだろう。

表8 製造業部門外国人被雇用者の技能構成

(単位：%)

		不熟練労働者		半熟練労働者		熟練労働者	
		1980年	1972年	1980年	1972年	1980年	1972年
製鉄 製鋼 金属加工等	鉄・網・金属製造	28.6	37	44.9	55	26.5	8
	機 械	28.9	23	37.4	46	33.8	29
	自 動 車	32.0	29	44.4	54	23.5	17
	電 気	19.3	29	55.8	60	24.9	11
	全 体	28.4	29	45.0	54	26.6	17
織 維		23.2	30	48.4	61	28.4	9

(注) *Representativuntersuchung '80. Situation der ausländischen Arbeitnehmer und ihrer Familienangehörigen in der Bundesrepublik Deutschland*, hrsg. von Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, Bonn 1981, SS. 131-133, Tabelle 6, より作成した。

Ⅲ 外国人労働者問題の展開

社会学者のシュティルンは、「1871年以降、経済発展の進行に沿って、当時 Wanderarbeiter (出稼ぎ労働者) と呼ばれていた外国人労働者が初めて

大挙してドイツへ流れこんできた⁶⁾」として、ドイツの外国人労働者の歴史をこの当時から書き起こしているが、われわれのテーマにとっては第2次大戦以後の展開をみるだけで十分であろう⁷⁾。戦後の西ドイツにおける外国人労働者問題の展開については、コルテが次のような五つの時期を設定している⁸⁾。

第1期 初期の季節労働者の時代 (1950年～1960年)

第2期 「ガストアルバイター」 (Gastarbeiter. 出稼ぎ労働者) 出現の時代 (1961年～1967年)

第3期 ガストアルバイター・ブーム (1968年～1973年)

第4期 ガストアルバイターから外国人労働者 (ausländische Arbeitnehmer) へ (1974年～1977年)

第5期 ドイツ人と外国人の紛争 (1978年以降)

コルテの論文は1983年に書かれている。1983年11月に打ち出された外国人労働者の帰国促進政策についてはまだ記述がなされていないが、第5期の後に第6期を設定すべき特別な状況の変化も起っていない。ここではコルテの時期区分を借用して外国人労働者問題の展開を概観することにしよう。

1. 初期の季節労働者の時代—1950年代

1948年6月の通貨改革を境に、西ドイツは驚異的な経済復興の道を歩きはじめる。1950年には160万人の失業者 (失業率、約10%) を抱えていたが、

6) Stirn, Hans: Ausländerbeschäftigung in Deutschland in den letzten 100 Jahren, in; *Ausländische Arbeiter im Betrieb. Ergebnisse der Betriebserfahrung*, hrsg. von Hans Stirn, Frechen 1964, S. 9. ff.

7) シュティルンによれば、第1次大戦前の外国人居住者は、1871年206,755人、1890年433,254人、1900年778,737人、1910年1,259,880人。1939年5月の外国人労働者は525,000人、1943年のそれは約550万人 (この中、約150万人は戦時捕虜) であった。(Stirn, Hans: a. a. O., S. 28, S. 39.)

8) Korte, Hermann: Migration und ihre sozialen Folgen, in; Korte, H. / Schmidt, A. (Hrsg.): *Migration und ihre sozialen Folgen. Förderung der Gastarbeiterforschung durch die Stiftung Volkswagenwerk 1974—1981*, Göttingen 1983, S. 14ff.

1955年で110万人、1958年には80万人と減り、この間1956年には、すでに国際的水準からみてほぼ完全雇用に近い状態に到達していた。1959年には初めて労働力需要が失業者数を上回り、就業者数も2,000万人を突破していた。1950年の就業者数がおよそ1400万人であったから、この10年間に600万人に雇用機会を創出したことになる。まさに奇跡の復興の時代であった。

50年代に最初にやって来た外国人労働者は、イタリアからの季節労働者(Saisonarbeiter)であった。彼らは主として南ドイツで農業や造園業で働いていた。1955年12月に、労働者の募集協定(Anwerbeabkommen)がイタリアとの間で結ばれたが、この時期の募集数は年間10,000人程度で、しかも大部分が季節労働者であったために、雇用政策上の特別な意義をもつまでには至っていなかった。

むしろ経済復興に要求された労働力需要に応えたのは、ソ連占領地区、つまり東ドイツからの移民や亡命者であった。1958年から1961年にかけておよそ90万人が西ドイツへ流れ込んだといわれている。雇用機会の飛躍的増大がこれらの流入者を円滑に吸収していった。

2. 「ガストアルバイター」の出現と増大——1961年～1967年

表4に見る通り、60年代に入って、西ドイツは本格的な外国人労働者雇用の時代に突入した。1960年から1966年までの6年間に約100万人の外国人被雇用者が増えている。年平均の前年比増加率はおよそ60%である。1966年から1967年にかけて奇跡の経済復興以来最初の不況に見舞われ、1967年の失業率は2.1%となっているが、それまでの5年間の失業率は1%を割っていた。超完全雇用の状態が生じていたとあってよいだろう。

1961年8月13日に「ベルリンの壁」が築かれ、東側からの労働力の流入が完全に閉鎖されたことは、西ドイツの外国人労働者雇用政策を新たな段階へ導くことになった。60年代に入って地中海沿岸の国々との間で募集協定が締結された。1960年にスペイン、ギリシャ、1961年トルコ、1964年ポルトガル、さらに1963年に北アフリカのモロッコと、1965年にチュニジアと募集協定が

結ばれた。

募集業務は、連邦職業紹介・失業保険庁 (Bundesanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung) の管轄下にあった。関係各国に全体で約300人の担当職員を配置し、この担当職員は相手国の関係官庁の協力を得て募集活動を行った。

こうした公的募集組織以外に、外国人労働者にとって三つのルートがあった。第1に、EC加盟国の国民には、1957年ECC協定によって、加盟国家間の自由な移動が保証されていたので、自由に西ドイツに入国しては就業していた。イタリア人の多くがそうであった。第2に、個人的に西ドイツの所轄労働局から労働許可 (Arbeitserlaubnis) を得て就業する方法もあった。第3には、観光ビザで入国して合法的もしくは不法に就業する道である。当時まだ募集協定が締結されていなかったにもかかわらず、すでにイタリア人について多く入国していたユーゴスラヴィア人労働者の場合、第2もしくは第3のルートが利用されていたものと思われる。

1966年から1967年に襲った経済不況で失業率が0.7%から2.1%へ高まると、外国人被雇用者も131万人から99万人へ減少した。外国人労働者の失業率は、1967年で3.5%、失業数は16,000人であった。約30万人の外国人労働者は帰国したと推定してよいであろう。「こうした敏速な反応は、外国人労働者を自由に操作できる予備労働力として利用するべしとする、西ドイツ労働行政の考え方を一層強化することになった⁹⁾」とコルテはいう。需要があれば外国人労働者を「ガスト」(出稼ぎ人)として迎え入れ、需要が逼迫すれば外国人労働者は自由に帰国するだろうという、「ローテーション原理」¹⁰⁾の思想が支配的であった。

9) Korte, Hermann: a. a. O., S. 16.

10) 「約5年間の最大滞在期間の終了後に、あるいは協定に拘束されて(強制手段を行使せずに)、あるいは自発的に(帰国プレミアムやまた帰国手当の援助を受けて)、出稼ぎ労働者(ガストアルバイター)が母国へ帰還すること。」(Glossar. Rotation, in; H. Reimann / H. Reimann (Hrsg.): *Gastarbeiter. Analyse und Perspektiven eines sozialen Problems*, Opladen 1987, S. 281.)

1966年6月、バード・ゴデスベルクで開催された、「西ドイツにおける外国人労働者の問題」をテーマとするドイツ経済学研究所共同体の大会も、基本的にはこのローテーション原理の思考の上に立っていた。連邦職業紹介・失業保険庁の長官ツェルナーは、外国人労働者の雇用は西ドイツ経済の発展に有効であったとし¹¹⁾、経済学者のリュストウはその有効性に疑問を呈するものの¹²⁾、外国人労働者を「ガストアルバイター」(出稼ぎ労働者)としてとらえる点では一致していた。

1965年、「外国人の権利と義務を規定し、かつ限定するための法治国家的用具¹³⁾」としての外国人法(Ausländergesetz)が制定され、その後、外国人に関する諸条件や諸政令が整備されていくが¹⁴⁾、増大する外国人居住者・外国人労働者に対する法的対応を示すものとはいえ、この時期にはまだ外国人労働者問題として特定し得るような深刻な問題は生じていなかったといっ

てよかろう。

3. 「ガストアルバイター・ブーム」——1968年～1973年

1968年以降、ふたたび外国人労働者・外国人居住者の急増が始まった。外

11) Zöllner: Die wirtschaftliche Bedeutung der Ausländer-Beschäftigung in der Bundesrepublik Deutschland aus der Sicht des Arbeitsmarktes, in; *Probleme der ausländischen Arbeitskräfte in der Bundesrepublik. Bericht über den wissenschaftlichen Teil der 29. Mitgliederversammlung der Arbeitsgemeinschaft deutscher wirtschaftswissenschaftlicher Forschungsinstitute e. V. in Bad Godesberg am 24. und 25. Juni 1966*, S. 10ff.

12) Rüstow, Hans Joachim: Gastarbeiter—Gewinn oder Belastung für unsere Volkswirtschaft? in ; a. a. O., S. 35ff.

13) Ouaritsch, Helmut: Die Rechtsstellung des Gastarbeiters in der Bundesrepublik Deutschland, in; H. Reimann / H. Reimann (Hrsg.) a. a. O., S. 96.

14) 外国人労働者の法的地位に関しては、以下のような法律がある。

1. 入国・滞在に関して。

外国人法 (Ausländergesetz)

外国人法施行令 (Verordnung zur Durchführung des Ausländergesetz)

外国人法施行一般行政規則 (Allgemeine Verwaltungsvorschrift zur Ausführung des Ausländergesetz)

国人被雇用者は年平均25万人ずつ増えて、1973年には260万人という現在までの最頂を記録している。外国人居住者も急速に増加した。年平均約40万人増えて、1973年には397万人に達し、翌年の1974年には400万人を突破した。この6年間に、外国人被雇用者は150万人、外国人居住者は215万人増加している。『ガストアルバイター・ブーム』の時代であったとってよいであろう。

西ドイツ経済の高度成長は、外国人労働者にますます大きな雇用機会を生み出しただけでなく、賃金水準が年々高まって、外国人労働者の送り出し国との賃金格差がますます開いたことが、西ドイツへの外国人労働者の流入にいつそう拍車をかけることになった。

この時代にはいくつかの重要な変化が生じてきた。まず第1に、外国人労働者の滞留傾向が次第に目立ってきた。この当時はまだローテーションが通常だと一般に思われていたが、6～8年の滞在者が稀でなくなってきた。第2に、この間にトルコ人が急増して、イタリア人、ユーゴスラヴィア人を抜いて最大多数となったことである。第3に、家族呼び寄せが始まった。滞在期間の長期化、良好な生活条件、出入国の無制限的可能性、いったん帰国した外国人労働者の再入国といったことが、家族呼び寄せを促した。外国人居住者の急増はこの家族呼び寄せの結果でもあろう。

大量の外国人労働者とその家族の流入によって次第に顕著になってきた現

2. 労働法・社会法上の地位。

労働促進法 (Arbeitsförderungsgesetz)

非ドイツ人雇用者の労働許可令 (Arbeitserlaubnisverordnung)

帝国保険令 (Reichsversicherungsordnung)

連邦児童手当法 (Bundeskindergeldgesetz)

連邦社会扶助法 (Bundessozialhilfegesetz)

3. その他。

非EC諸国外国人の家族呼び寄せの社会的責任的管理に関する特別法令

(Sofortregelung zur sozialverantwortlichen Steuerung des
Familiennachzugs zu Ausländern aus Nicht-EG-Staaten)

外国人労働者の帰国促進法 (Rückkehrhilfegesetz)

象は、受け入れ国における社会的最下層の形成 (Untersichtung) という現象であった。コルテは、「いわゆる A 住民 (Alte, Arbeitslose, alleinstehende Mütter) (老人, 失業者, 未婚の母) といわれる特に不遇な三つの住民層に, 第 4 の A 住民, Ausländer (外国人) が加わった¹⁵⁾」という。ホフマン・ノヴォトニーはもっと厳密に分析している。「移入者たちは, 職業地位・所得・居住状態の主要な次元において, 移入国の社会構造の最下層に入り込む¹⁶⁾」のである。最下層形成の原因は二つある。

第 1 に, 不衛生的で低賃金かつ社会的に低劣な職業範疇を外国人労働者によって補充しようとする, 「受け入れ国の明白な関心¹⁶⁾」が存在するからである。第 2 に, 最下層形成は, もともと労働力の国際的移動を生ぜしめた, 送り出し国と受け入れ国との間の発展格差それ自体の結果である。外国人労働者の教育水準の低さ, 基本的職業教育の不足, 相対的に低い職業地位は, それ自体低開発国の所産であるからである。こうした二重の条件が外国人労働者を社会的最下層へ組み込ませ, そこからの社会的上昇を妨げる。それらは, 「ローテーションを維持し, 外国人労働者を単なる出稼ぎ労働者としてのみ許容しようとする規制の中に, 具体的に表現されている¹⁶⁾。」

このような外国人労働者の最下層形成は, 西ドイツ社会にさまざまな問題を生ぜしめることになった。西ドイツ社会は, 「その一般的な発展程度と全く一致しないメルクマールをもった, 民族的に異邦人の, しかも政治的に無権利の社会階層¹⁷⁾」を抱え込むことになった。それは, 西ドイツ社会が「歴史的発展の過程ですでに克服してきた問題と対決しなければならないことを意味していた¹⁸⁾。」例えば, 学校教育を全く受けていない外国人, 基礎的な職業教育の欠如した外国人にどう対応していくかという問題がある。ロー

15) Korte, Hermann: a. a. O., S. 18.

16) Hoffmann-Nowotny, Hans-Joachim; Gastarbeiterwanderungen und soziale Spannungen, in; H. Reimann / H. Reimann (Hrsg.): a. a. O., S. 48.

17) Ebenda, SS. 49—50.

18) Ebenda, SS. 50.

テーション原理が働いているかぎり、問題の深刻化は抑えられよう。しかし、外国人労働者の滞留傾向が強まり、家族呼び寄せによって外国人居住者がいっそう増大化傾向をみせはじめ、すでにローテーション原理は破綻を来しつつあった。『ガストアルバイター・ブームの時代』はまた外国人労働者問題が生成した時代でもあった。

4. ガストアルバイターから外国人労働者へ——1974年～1977年

石油危機の到来とともに、西ヨーロッパの外国人労働者受け入れ諸国はいっせいに募集停止に踏み切った。西ドイツも1973年11月に募集停止へ政策を転換した¹⁹⁾。1973年の260万人の外国人被雇用者は、1977年には187万人へと大きく後退する。前掲の図2に描かれているように1973年から1975年にかけて外国人の流入が急激に減少している。外国人被雇用者の減少と外国人の流入の減少は、ともに募集停止の直接的な効果であった。

ところが、募集停止が帰国促進の信号効果をもつのではないかという予測は見事に外れた。外国人被雇用者は1973年から1977年にかけて73万人も減少したにもかかわらず、外国人居住者は10万人前後減少したにすぎない。募集

19) ただし以下のようなケースについては、例外的に労働許可が与えられた。

1. 職業訓練・再職業訓練予定者、実習訓練者。
2. 旧ドイツ人とその配偶者。
3. 就業に際してその特別の知識がドイツの一般的利益に貢献する科学者や技術者。
4. 芸術家、芸能家およびその協働者。
5. 西ドイツ国内に設置されている外国企業の幹部職員とスペシャリスト。
6. 事業関係の枠内で、ドイツの営業パートナーの営業実務や作業様式へ導入するために一時的に雇用される外国人。
7. 外国人被雇用者とその家族の為の社会福祉活動に携わる外国人。
8. 請負契約に基いて雇用される東欧ブロック諸国からの被雇用者。
9. 亡命志願者。1980年の中ば以来、原則的に2年の待機期間を経た者。東欧ブロック諸国の者については1年の待機期間を経た者。
10. 一時的に西ドイツに親戚を訪問した、または、亡命申請のないまま西ドイツに定住している東欧ブロック諸国の国民。(Kühl, Jürgen: Zur Bedeutung der Ausländerbeschäftigung für die Bundesrepublik Deutschland, in; Reimann, H. / H. Reimann (Hrsg.): *Gastarbeiter*, S. 31.)

停止は、帰国促進とは逆にむしろ外国人労働者の滞留傾向をいっそう推進させることになった。

いったん帰国するともはや再募集の機会がないという状況は、外国人労働者を継続滞在へ決意させるとともに、彼らの家族呼び寄せを本格化させた。そして、この家族呼び寄せにさらに拍車をかけたのが、1975年の児童手当規則 (Kindergeldregelung) の改正であった。それまでの児童手当の支給範囲が拡張されるとともに、支給額が大巾に引き上げられたのである²⁰⁾。その結果、児童の帰国が減り、逆に家族と共に多くの児童が呼び寄せられることになった。

1974年から1977年までの4年間は、外国人労働者をめぐる問題状況を完全に変質させた。労働市場の必要に応じて外国人労働者を調達し不必要になればこれを送り返すという受け入れ国の雇用政策理念と、これに呼応した外国人労働者の出稼ぎ労働者 (ガストアルバイター) としての自己理解は共にその現実的意味を喪失してしまった。「大部分の外国人労働者は家族と共に西ドイツに定住しているという、もはや引き返すことのできない発展方向へ転轍器が入れられた²¹⁾」のであった。外国人労働者は、この4年間に「出稼ぎ型」の「ガストアルバイター」から定着型の「外国人労働者」へ変貌したのである。

外国人労働者とその家族の定住化が、それまでまだ潜在していた外国人労働者問題を決定的に顕在化させた。住宅供給の問題と居住空間の隔離 (Segregation)、通称ゲッター化の問題が都市行政を悩ましはじめていた。義

20) 児童手当の月額には以下のような改正を経ている。

1970年9月1日。第2子25 DM, 第3子と第4子60 DM, 第5子以上70 DM。

1975年1月1日。第1子50 DM, 第2子70 DM, 第3子以上120 DM。

1979年1月1日。第2子100 DMへ引き上げ。

なお、募集協定を結んでいる国の外国人労働者の児童は、その児童が母国で生活している場合も児童手当 (1970年規定の児童手当) が支給される。(Korte, Hermann: a. a. O., S. 20—21.)

21) Ebenda, S. 21.

務教育の基礎課程 (Grundschule) ・本課程 (Hauptschule) では、すでに外国人児童のドイツ語修得と学校社会への統合が問題になっていた。外国人若年層の職業教育の問題も解決を迫っていた。

この時代に外国人労働者・外国人居住者に関する研究調査が広く行われるようになった。連邦研究技術省、連邦労働社会省、連邦青年家庭保健省など連邦省庁、各州の労働関係省庁の調査報告が出され²²⁾、また民間レベルでは、フォルクスワーゲン財団が1974年から外国人労働者問題の研究に対して特別助成を開始した。この時期に、社会学、政治学、教育学、経済学、経営経済学、女性研究などの領域で研究成果が出ている²³⁾。こうした研究活動の活発化は、外国人労働者問題の顕在化と深刻化を象徴していた。

5. 緊張と対立の時代——1978年以降

募集停止の状態にあるにもかかわらず、外国人居住者は1978年以降ふたたび増大している。前掲の図1から流入が増えていることがわかる。主として家族呼び寄せと亡命志願者による増大である。コルテによると、1980年から1981年にかけて176,471人の亡命志願者があったがその半数はトルコ人であった。「募集停止を回避するために、ここ数年、政治的亡命が乱用されてきたと思われる²⁴⁾」といている。

22) たとえば以下のようなものがある。

Bundesanstalt für Arbeit: *Repräsentativuntersuchung'72 über die Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer in Bundesgebiet und ihre Familien- und Wohnverhältnisse*, Nürnberg 1973.

Bundesministerium für Jugend, Familie und Gesundheit: *Situationsanalyse nicht-erwerbstätiger Ehefrauen ausländischer Arbeitnehmer in der Bundesrepublik Deutschland*, Bonn-Bad Godesberg 1977.

Ministerium für Arbeit, Gesundheit und Soziales des Landes Nordrhein-Westfalen: *Situation der Familien ausländischer Arbeitnehmer in Nordrhein-Westfalen*, Duisburg 1976.

23) H. Reimann / H. Reimann (Hrgs.): *Gastarbeiter* の文献欄 (S. 268ff.) をみよ。

24) Korte, Hermann: a. a. O., S. 22.

もうひとつの増大要因は出生である。表9は、ドイツ人と外国人の出生数と出生率を示している。ドイツ人の出生率と外国人の出生率は次第に接近しつつあるとはいえ、1978年から1985年までの外国人の出生数は約55万人で、年平均約7万人の増加は大きいといわなければならない。

外国人居住者の量的増大と並んで見逃がせないもうひとつのことは、トルコ人の急増である。このことはすでに前節で触れたところであるが、現代の西ドイツの外国人労働者問題の重点のひとつはトルコ人をめぐる諸問題にあるといっても過言ではないだろう。

1983年11月、連邦議会は、外国人の帰国を促すために帰国助成法 (Rückkehrhilfegesetz) を可決した²⁵⁾。帰国助成を受けて帰国した外国人は約38,000人であった。これは年間流出者の約10%であり、決して多いとはいえない。1982年以後の流出者の多くは、労働市場の不況を理由に西ドイツを去った。しかし、大半の外国人は、困難な状況にもかかわらず継続して西ドイツに滞在する方を選択している。1983年9月末現在で、外国人の29%が滞在期間6年以下、17%が6～10年、54%が10年以上であった²⁶⁾。また、1980年の調査では、16年以上12%、11年～15年17.9%、7年～10年56.4%、3年～6年9.2%、2年以下4.5%となっている²⁷⁾。外国人労働者の長期滞留傾向が恒

25) 〈帰国助成金の支給対象者〉 1. 1983年10月30日～1984年6月30日の間に、経営全体ないしその主要部門の閉鎖、または経営の破産によって失業した外国人労働者。2. 西ドイツを出国するまで失業届けをしている外国人労働者。3. 帰国助成金申請に先立つ6ヶ月以内に操業短縮手当の請求権を有している外国人労働者。

〈帰国助成金の支給方法と支給額〉 1. 1984年9月30日以前に帰国する上記資格者へ10,500DM、一緒に帰国する児童一人当て1,500DM。2. 1984年10月1日以後帰国する者については、それ以後の月数に応じてひと月750DM～1,500DMが10,500DMから減額され、7ヶ月後、つまり1985年5月1日以降は帰国助成金の支給はなくなる。(Kühl, Jürgen: a. a. O., S.26.)

26) Kühl, Jürgen: a. a. O., S. 28.

27) *Representativuntersuchung '80. Situation der ausländischen Arbeitnehmer und ihrer Familienangehörigen in der Bundesrepublik Deutschland*, hrsg. von Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, Bonn 1981, S. 86, Tabelle 46.

表9 西ドイツにおけるドイツ人と外国人の出生数と出生率の変化(1971年～1985年)

	ドイツ人	外国人		ドイツ人	外国人
1971	697,812(12.0)	80,714(24.6)	1979	506,424(8.8)	75,560(18.4)
1972	609,773(10.5)	91,441(25.9)	1980	539,962(9.4)	80,695(18.2)
1973	536,547(9.2)	99,086(25.0)	1981	544,548(9.5)	80,009(17.2)
1974	518,103(8.9)	108,270(26.7)	1982	548,192(9.6)	72,981(15.5)
1975	504,639(8.7)	95,873(24.1)	1983	532,706(9.7)	61,471(13.6)
1976	515,898(8.9)	86,953(22.5)	1984	529,362(9.5)	54,795(12.5)
1977	504,073(8.8)	78,271(20.2)	1985	532,432(9.6)	53,723(12.3)
1978	501,475(8.7)	74,993(18.3)			

(注) Kühl, Jürgen: a. a. O., S.24, Tabelle 2.

常化しているのである。

この長期滞在傾向以外に帰国助成政策に期待されるほどの成果をもたらさなかったもうひとつの原因は、外国人労働者の募集以来徐々に形成されてきた独自の雇用構造にあった。キュールの指摘するように、「外国人の相当部分が、ドイツ人労働力の雇用が限界にぶつかっている一定の経済部門や地域に集中している²⁸⁾」のである。外国人労働者の大部分が、労働条件や労働環境が極度に劣悪で、ドイツ人労働者の失業者ですら敬遠するような職場で働いているということが、逆に常に外国人労働力を不可欠とする雇用構造を作り上げ、そのような雇用構造が外国人労働者の帰国促進とは反対にむしろ足止めの働きをしているのである。

こうして募集停止や帰国促進政策にもかかわらず、外国人居住者は増加し、1986年現在で450万人の外国人が居住しており、経済不況によって減少傾向にあるとはいえ、170万人の被雇用者がいる。失業者は約25万人である。このような状況が常態化してきたのが、1978年以降の展開であった。

ここで、先鋭化してきた外国人労働者問題をリストアップする必要がある

28) Kühl, Jürgen: a. a. O., S. 29.

まい。前掲の表1からその大要を推察することができよう。問題は企業と社会のさまざまな局面で生まれている。たとえば、1クラスがトルコ人児童17人、ドイツ人児童15人から構成されているような教育現場で、どんな深刻な教育問題が生じているか想像されたい。また、義務教育以前に、あるいはその途中で両親と共にドイツへやってきた外国人労働者の「第二世代」は、ドイツ語が障害になって義務教育を完成させないまま、いわば「二つの世界のどちらにも入れない市民」(Bürger zwischen zwei Welten)となっている。ここにもまた深刻な問題がある。

コルテは、80年代に入って外国人労働者問題が決定的に変化したことに注意を促している。社会のさまざまな局面で、外国人とドイツ人が競争関係・対立関係に立つケースが多くなったのである。住宅獲得をめぐる競争・対立、技能の向上と長期滞在予定による外国人労働者の昇進欲求とそれをめぐるドイツ人労働者との競争、ドイツで職業学校を卒業した、勤労意欲に富んだ外国人青年労働者への使用者の好意とドイツ人青年労働者との競争・対立など。70年代の中期までは、外国人労働者の社会的下層形成が一般的な社会現象であり、外国人労働者問題もそれと結びついていたが、80年代に入ると、外国人労働者に上昇志向が強くなってくる。「外国人による社会的位階序列の下層部分の補充……がもはや円滑に機能しなくなった²⁹⁾」のである。1978年以降は、決定的に対立と緊張の時代へ突入したとあってよいだろう。

「トルコ人住民部分による、民族的・文化的宗教的慣習、建物・生活様式の一義性と自己意識的提示は、ドイツ人に不安をかもし出すよう思える³⁰⁾」とコルテはいう。トルコ人の底辺労働者の実態を描いたドキュメント『最底辺³¹⁾』が西ドイツでベストセラーになったことは記憶に新しい。トルコ人に対する不安はトルコ人に対する敵意へ容易に転化する。ビーレフェルト大学

29) Korte, Hermann: a. a. O., S. 25.

30) Ebenda, S. 27.

31) Wallraff, Günter: Ganz unten, Köln 1985. 『最底辺——トルコ人に変身して見た祖国・西ドイツ』(マサコ・シェーンエック訳) 岩波書店, 1987年。

の科学・実践センターの調査報告書『奴隷のようにこき使う——西ドイツの職場でのトルコ人の体験』(Hoffmann, Lutz / Even, Herbert: “*Sie beschäftigen uns wie Sklaven. Erfahrungen von Türken an deutschen Arbeitsplätzen*, Bielefeld 1985.)が、ドイツ人の外国人敵対意識(Fremdfeindlichkeit)の解明をテーマとしていることは、外国人に対する敵意や排外主義がドイツ人の中に拡大しつつあることをものがたっているといえよう。

ローテーション原理に立った政策が破綻し、外国人労働者の長期的定住が常態化している現代、諸問題の解決に必要な政策理念をどこに求めるべきであろうか。帰化による統合という考え方は、帰化者が事実上稀れであるという事実それ自体によって有効性をもち得ない。なんらかの新たな観点が提出されなければならないであろう。

IV 外国人労働者の経営問題——1960年代を中心にして

前節で考察してきたように、外国人労働者問題の展開は大きく二つの段階に分つことができるだろう。外国人労働者が出稼ぎ型のガストアルバイターとして扱われていた時期と、定着型の外国人労働者として把握されるようになる時期である。前節の時代区分によれば、1973年以前の段階と1974年以後の段階ということになるだろうが、これはあくまでも大まかな区分であって、実際の展開はこのように機械的に区別できるものではない。しかし、今日までの西ドイツにおける外国人労働者問題の発展を展望してみると、上述のように大きく二つの段階に分たれることは確かであろう。

外国人労働者の存在形態の変化は、外国人労働者の雇用によって生じる経営的諸問題を質的に変化させ、問題解決に立案・実行される経営政策にも質的転換を迫ってくる。それはまた、西ドイツ経営の外国人労働者に対する問題意識の転換でもあった。

60年代を支配した問題意識を特徴づけるとすれば、それは適応(Anpas-

sung)の問題であったといえよう。イタリア、スペイン、ギリシャ等南ヨーロッパの非工業地帯出身の外国人労働者を、西ドイツの近代的工業経営とその経営環境にいかにか円滑に適応させるかということが中心テーマであった。

これに対して、70年代後半から80年代にかけて問題意識は決定的に変化する。統合(Integration)の問題が中心テーマとなる。外国人労働者の定着が常態化すると、たとえば昇進の欲求が高まる。外国人職長のもとでドイツ人労働者が働くという構図は、60年代にはほとんど想像することができなかった。外国人労働者の昇進問題をどのように処理するかは単なる適応問題ではない。外国人労働者とドイツ人労働者、そしてこれらを組織・管理する経営、この三者の統合の問題である。もしドイツ人労働者に外国人労働者に対する偏見や敵意があるとすれば、それを除去して両者間に人間的な相互理解を形成していかない以上、外国人労働者の昇進問題は解決されないであろう。統合の問題は、適応の問題よりもはるかに複雑で解決困難である。問題の分析と解決に諸科学の協力が強く求められるようになる。たとえば、マンハイム大学のガウグラー教授(Gaugler, Eduard)を中心とするプロジェクト・グループは、連邦研究技術省の委託を受けて、1974年以来、一貫してこの統合問題を追求している³²⁾。外国人労働者の統合が中心テーマとなる段階の考察については、われわれは稿を改めなければならない。

さて、外国人労働者の雇用に伴って西ドイツ経営がどのような問題に直面することになったかについては、多くの文献から知ることができる。しかしながら、60年代に出た文献の多くは、若干のものを除いて大抵は外国人労働者雇用に関する手引書や法律書であったり、百科全書的にそれに関わる人々

32) 以下のような研究がある。

Gaugler, Eduard, u. ä.: *Betriebliche Integration von Gastarbeiter*, Mannheim 1974.

Gaugler, Eduard / Weber, Wolfgang, u. ä.: *Ausländer in deutschen Industriebetrieben. Ergebnisse einer empirischen Untersuchung*, Königstein 1978.

Gaugler, Eduard / Weber, Wolfgang, u. ä.: *Ausländerintegration in deutschen Industriebetrieben*, Königstein / Ts. 1985.

からの諸情報を収集したものであったり、あるいは啓蒙書の類である³³⁾。外国人労働者の経営問題を考察した、数少ない学術的文献の中で、マンハイム大学のマルクス (Marx, August) のものが注目される。以下の二つの文献がそれである。

Marx, August: Betriebswirtschaftliche Probleme der Gastarbeiterbeschäftigung in Deutschland, in; *Der Volkswirt* (1965), S. 1009ff.

—: Betriebliche Probleme der Beschäftigung ausländischer Arbeitskräfte in Deutschland, in; *Jahrbuch für Wirtschafts-und Sozialpädagogik* (1969), Köln 1969, S. 249ff.

ここでは、マルクスの第二の文献を中心にして、外国人労働者の経営問題をみていこう。この文献は1969年のものであるから、マルクスは、60年代に生じた外国人労働者の経営問題をほぼ全体として視野に収めていたといつてよいであろう。

マルクスによれば、外国人労働者雇用に関連して生起する重要な経営問題として以下の五つがある³⁴⁾。

33) われわれの手もとには以下のような文献がある。

Feuser, Günther: *Ausländische Mitarbeiter im Betrieb*, München 1961.

Hessisches Institut für Betriebswirtschaft e. V. (Hrsg.): *Ausländische Arbeitskräfte in Deutschland*, Düsseldorf 1961.

Dahnen, Josef / Kozlowicz, Werner: *Ausländische Arbeitnehmer in der Bundesrepublik*, Reihe: Sozialpolitik in Deutschland (Nr. 6.), Stuttgart 1964.

Maturi, Giacomo: *Arbeitsplatz: Deutschland. Wie man südländische Gastarbeiter verstehen lernt*, Mainz 1964.

Stirn, Hans (Hrsg.): *Ausländische Arbeiter im Betrieb. Ergebnisse der Betriebserfahrung*, Frechen 1964.

Schill, Erich A.: *Das Recht der ausländischen Arbeitnehmer in Deutschland*, Baden-Baden 1965.

Arbeitsgemeinschaft deutscher wirtschaftswissenschaftlicher Forschungsinstitute e. V. (Hrsg.): *Probleme der ausländischen Arbeitskräfte in der Bundesrepublik*, Berlin 1966.

Steinjan, Werner: *Ausländische Arbeitnehmer in der Bundesrepublik*, Köln 1966.

1. 外国人労働者募集の特殊性。
2. 雇用の一時性と頻繁な経営間移動。
3. 外国人労働者の生活状況の特殊性と強力なインフォーマル集団形成傾向による、フォーマル集団形成および合理的協働の阻害。
4. 職業教育の不足・欠如からくる経営的投入可能性の制約およびその結果生ずる職務間移動と職務フレキシビリティの減少。
5. 不利な費用・給付関係 (Kosten-Leistungsvergleich)。

われわれもこれら五つの問題点に従って考察を進めていこう。

1. 外国人労働者募集の特殊性

個々の企業が直接に外国人労働者の募集活動を行うことは可能であるが、各件についていちいち連邦職業紹介・失業保険庁の確認を必要とするという事務的煩雑さに加えて、事情に不案内な外国地域での募集活動が生ぜしめるコスト高を考慮して、一般に連邦職業紹介・失業保険庁に募集を委託する形がとられてきた。このことについてはすでに前節の第2項で触れておいた。第三者の介在によって募集が行われるところからさまざまな問題が生じてくる。

第三者による募集はいずれにしろ「匿名的人事調達実践」(die anonyme Beschaffungspraxis)にならざるを得ない。まず、量的・質的・時間的観点に立って正確な人事計画を立てることができないし、たとえ立てても「その充足を信頼し当てにすることは到底できない。³⁵⁾」事前の個別的面談や採用面接はもともとできないし、場合によっては適性検査も実施できない。募集に応じた外国人労働者の諸要望を確認することができないから、前以ってそれを考慮することもできない。したがって、外国人労働者の募集・採用は勢

34) Marx, August: Betriebliche Probleme der Beschäftigung ausländischer Arbeitskräfte in Deutschland, in; *Jahrbuch für Wirtschafts- und Sozialpädagogik* (1969), Köln 1969, S. 254.

35) Ebenda, S. 255.

い画一的で形式的なものとならざるを得ない。

他方、外国人労働者の側では、労働条件や作業条件を含めて雇用主の経営について、また、その経営が置かれている地方や社会についてほとんど予備知識もなく西ドイツへやってくる。彼らの日常からすれば何10年もの先の超モダンな近代経営へ、40時間ばかりの旅の後に突如運ばれてくるのである。

ファスベンダーは、「出発状況は、『未知』(Fremdheit)と『不確実』(Ungewißheit)という概念によって特徴づけられる³⁶⁾」と述べている。雇用者と被雇用者が、募集・採用後に互いに『未知なるもの』『不確実なもの』として出会う、これが外国人労働者雇用の本質的な特殊性であるといえよう。

ここに大きな『適応困難』(Anpassungsschwierigkeit)が生じることはいうまでもない。これを克服する道のひとつは、即物的な観点に立って画一的に外国人労働者を管理する道である。たとえば、技能度についての不確実性は、全体を未熟練・半熟練労働者として扱え扱うことによって、労働モチーフの不確実性は、金銭的動機に一元化し、たとえば一律の出来高給制を適用することによって、また、協働意欲の不確実性は、たとえば作業集団を国籍別に形成することによって、これを克服しようとする道である。しかし、このような即物的・画一的的人事管理は、最初の段階では適応困難を克服し得たかに見えても、外国人労働者が自らの側で『未知』と『不確実』を克服するにつれて再び適応困難を生ぜしめ、外国人労働者に強い不平不満をもたらして給付意欲を低下させたり、あるいは他企業への移動を促す結果になるだろう。

募集の特殊性からすでに出発点で内包されている適応困難を、その後の人事管理過程でどのようにして除去し、外国人労働者の経営適応を促進させていくかということが、外国人労働者雇用とともに始まった、最初の、そして

36) Faßbender: Unternehmerische und betriebliche Probleme, in; *Probleme der ausländischen Arbeitskräfte in der Bundesrepublik*, hrsg. von Arbeitsgemeinschaft deutscher wirtschaftswissenschaftlicher Forschungsinstitute e. V., Berlin 1966, S. 49.

もっとも重大な経営問題であった。西ドイツにむける外国人労働者の雇用が進展していくにつれて、当事者の双方の側においてそれぞれ経験と情報が蓄積されて、`未知`と`不確実`はその度合を低めていくが、第三者による募集が広く行われているかぎり、この問題は残っていく。

2. 雇用の一時性

1965年当時、外国人被雇用者の72%は西ドイツ滞在期間が3年未満で、3年もしくはそれ以上滞在しているものはわずか28%であった。「外国人労働者の大部分についていえることは、彼らはできるだけ早く母国へ帰ることを志しており、短い外国滞在期間中にできるだけ沢山金を稼ぎ貯めようとしていることである³⁷⁾」とマルクスが述べているのもうなずけよう。ここでのマルクスの問題意識は、いわゆるローテーション原理に支配されていて、雇用の一時性が経営にもたらす諸コスト要因の分析とそれへの対応策が考察されている。むしろ実際に働いているローテーション原理に対抗して、各経営は、外国人労働者の自己経営への定着化に努めなければならないというのがマルクスの主張であった。

そのための政策として、特別な福利厚生プログラム、家族同伴の促進、外国人労働者との人的接触の促進・強化、職務適合の促進 (Angemessenheit der Arbeitsaufgabe)、昇進可能性の開拓などをあげている。ローテーション原理が支配的であった時代には、これらの施策は、外国人労働者の定着化政策として提唱された。しかし、外国人労働者の定着化が常態化する70年代後半以後になると、むしろ雇用は継続化され、同じ施策が統合のための政策として把えられるようになる。この意味において、雇用の一時性は主として60代に限られた問題であったといえる。

37) Marx, August: a. a. O., S. 257.

3. 経営過程への適応困難

外国人労働者の経営過程への適応を困難にしている原因として、マルクスは以下の4点を指摘している³⁸⁾。①外国人労働者に対する偏見、②言語の違いによるコミュニケーション阻害、③ホームシック症候群、④宿泊と食事。③の問題は省略して残りの3点について考察する。

①偏見の問題

外国人労働者に対する偏見は、単純に失業の不安から生じてくることもあるが、大抵は宗教・言語・国民性・生活習慣の違いなどが原因となって生まれてくる。偏見は、職場におけるドイツ人労働者と外国人労働者との相互理解を困難にし、両者間にコンフリクトを生ぜしめ、それが外国人労働者との協働やその労働意欲および生産性に阻害的に作用する。

偏見を克服するには、外国人労働者の必要性、ドイツ人との相違性、その適応困難性について経営内に正しい認識を確立すると同時に、国民性の違いによる適性を相互に確認しておくことが必要である³⁹⁾。

経済の停滞によって失業率の高まっている今日、外国人労働者に対する偏見や敵対意識が強まっている。必要に応じて外国人労働者を「ゲスト」として招き寄せた時代と、それが定住・定着化している現在とでは、外国人労働者に対するドイツ人の理解の仕方も、また外国人労働者自身の自己理解も変

38) Ebenda, S. 261.

39) 1965年、フォークトは、従業員1,600人、その中外国人500人（イタリア人、スペイン人、ギリシャ人）がいる、フランクフルト近郊にある一レーヨン企業での経験から、国民性の違いによる適性に関して、以下のような判断を導いている。イタリア人は、精密作業に向き、仲間との協働作業も得意(Gruppenmenschen)である。スペイン人は、拘束されることを好まず、個人として行動するタイプである。ギリシャ人は、仕事に対する粘り強さと熱意に富み、どちらかというとならば集団でよりも単独で働くことを好む。

(Vogt, Gunter: Erfahrungen mit der Beschäftigung ausländischer Arbeiter mehrerer Nationalität in einem Werk der chemischen Industrie, in; Stirn, Hans (Hrsg.): a. a. O., SS. 112-113.)

化してくる。今日では偏見の内在は、適応困難としてではなく、統合困難として扱われるであろう。

⑥言語の問題

外国人労働者の第一世代はほとんどドイツ語を理解することができなかった。このために、職場での縦・横のコミュニケーションが困難となって、指令の的確な授受を妨げたり、労働災害の危険を大きくしたり、外国人労働者の職場での社会的孤立化を招くという問題が生じてきた。また、言葉が障害となって職業教育を受けることができないために、昇進の道が閉ざされるという問題もあった。

対策としては、通訳の配置、外国人労働者のためのドイツ語コースの設置、外国人労働者に直接関わる人事課職員や職長に対する外国語研修、代父システム (Patensystem) といわれる外国人労働者による外国人世話役の設置、外国語による情報の提供等が実施されている。

外国人にドイツ語を修得させるのは、時間的制約や意欲の問題もあってなかなか難しかったようで、多くの企業ではこれを断念して、むしろドイツ人従業員 (職長クラス) に外国語を研修させるという道を選んだ。

⑦宿泊および食事の問題

宿泊の問題は、外国人労働者が独身者もしくは単身赴任者として雇用されてくる場合はまだ大きな問題とはならなかったが、家族同伴もしくは家族呼び寄せが始まると、宿舍の調達・配置をめぐるさまざまな問題が生じてくる。たとえば、会社側がドイツ人と外国人の良好な関係形成を目的として社宅への入居配置を実施しても、ドイツ人従業員が外国人を嫌って転宅した結果、自ずと外国人のゲッター化が進んでいくという状況が生まれている。

食習慣の違いも経営に特別の政策を余儀なくさせる。多くの企業は、ドイツ式食事を提供する従業員食堂を外国人労働者が敬遠するので、特別に食堂を設置したり、宿舍に自炊設備を整備したりする。これもまた外国人労働者雇用に伴って発生する特別な費用である。つまりドイツ的食習慣への適応困難から生ずる費用だといえよう。

4. 外国人労働者の技能水準

初めて西ドイツへ入国してくる外国人労働者の多くは、職業教育の経験が皆無であるか、あってもわずかしかない、未熟練ないし半熟練の労働者であった。したがって多くの場合、職場へ配置するに先立って一定の教育訓練を施す必要があった。ある自動車会社では、ドイツ人なら24時間の見習い期間ですむところを外国人の場合40時間が必要であった。またある食品メーカーでは、ドイツ人女工の訓練に3～4週間を要したが、スペイン人女工には6週間の訓練期間を設けていた⁴⁰⁾。外国人労働者の元々の技能水準の低さがより長期の見習・訓練期間を要請していた。

もうひとつの問題は、再技能教育 (Fort-, Weiterbildung) と昇進の可能性の問題である。この可能性を閉ざしている要因として、マルクスは四つの要因をあげている⁴¹⁾。①組長 (Vorarbeiter) もしくはそれと同等の地位への無関心、②言語の障害、③基礎教育 (Vorbildung) の不足、④勤続年数の短さ、である。いずれもローテーション原理が支配的であった60年代の外国人労働者雇用が、宿命的に内在化させていた諸要因である。外国人労働者の定住化・定着化に伴って、上述の障害が徐々に解消され、技能水準の向上と昇進の可能性が拓かれていく。

外国人労働者の昇進に対する無関心は、短期的な収入極大化思考によって裏付けられる。しかし、これは消極的な適応困難である。これは、一般に技能水準の向上と昇進コースを収入増と組み合わせて設計されている既成の協業組織、すなわちその長期的な誘因システムに対する適応困難に他ならないからである。

40) Faßbender: a. a. O., S. 58.

41) Marx, August: a. a. O., S. 268.

5. 外国人労働者雇用の効果

外国人労働者の雇用によって発生する「特別費用」として、マルクスは以下のものをあげている。①調達費用⁴²⁾、②教育訓練費用、③さまざまな世話(Betreuung)から発生する特別費用⁴³⁾、④外国人労働者の移動(Fluktuation)によって生ずる特別費用⁴⁴⁾、である。これらの特別費用は、外国人労働者雇用に固有の費用と、ドイツ人労働者の雇用においても発生するが外国人労働者雇用の場合にそれを大きく超越して発生する特別な費用の二つで構成されているとあっていいであろう。マルクスは、「一般に外国人労働力の雇用は、同種のドイツ人労働力の雇用よりもはるかに高い費用を発生せしめる⁴⁵⁾」と結論づけている。

問題は、この費用に給付が対応しているかということである。マルクスは以下のようにいう。「根本的に重要なことは、外国人労働力の雇用が経営目的と一致しているということである。例えば、市場占拠率の維持ないし拡大が追求されていて、そして完全雇用もしくは超完全雇用が支配しておれば、この目的は——資本による労働の代替が必要な程度に可能でないかぎり——外国人労働力の雇用によってまさしく実現される⁴⁵⁾」と。60年代の西ドイツ経営の外国人労働者雇用政策はまさにそのようであった。経営給付努力は、外国人労働者の適応困難をいかに克服してその適応を促進させるかということであって、外国人労働者の経営問題もこの観点から把握され分析されていたといえるだろう。統合の問題はまだ生じていなかったのである。

42) 連邦職業紹介・失業保険庁の募集業務に対して支払う料金は、たとえばイタリア人60DM、スペイン人120DM、ギリシャ人170DM、といった具合であった。

43) 宿泊設備、文書・通訳・語学研修などコミュニケーション促進、外国人世話人、余暇の世話、特別な食事設備、偏見除去やホームシック対策の為に発生する諸費用。

44) 外国人労働者の移動はドイツ人労働者よりも頻繁である。移動が生ずると、その都度、新たな外国人労働者の採用・編入・実習の費用が発生する。また外国人労働者の疾病等によって生ずる費用も含まれる。

45) Marx, Aufust: a. a. O., S. 271.

V 結 論

西南ドイツのある繊維会社の人事社会課に所属して長年にわたって外国人労働者雇用に関してきたトール氏は、60年代の始め頃を回顧して次のように述べている。「一時的な労働力なのか、それとも継続的な協働者なのか⁴⁶⁾ (Arbeitskraft auf Zeit oder Mitarbeiter auf Dauer?) という問題は、当時のわれわれには全く思い浮かばなかったし、またわれわれにはそのことが問題だとは思えなかった。われわれがかくも近視眼的に、展望をもたずに行動していたことは、今日ふり返ってみて大方の人々にとっておそらく憂慮すべきことだと思えよう。当時、われわれはまだ奇跡の経済復興にとらえられ、もっぱら上昇する生産率に目を奪われていた⁴⁶⁾。」

トール氏のこの回想は、50年代の末から60年代にかけて外国人労働者の雇用に踏み切った多くの企業関係者たちもまた共有するところであろう。われわれは、1961年～1967年を「*「ガストアルバイター」*の出現と増大」の時代として把えたが、この時代を支配していたのは、トール氏のことばを借りれば、外国人労働者を「一時的な労働力」(Arbeitskraft auf Zeit)として把握する思考であった。それをさらに下から支えていたのが、ローテーション原理に立つ思考であった。1966年から1967年にかけて到来した経済成長の停滞に、すぐさま外国人被雇用者の減少と外国人居住者の流出の増大が反応した。人々はこれによってローテーション原理が健全に働いていることを確信した。

しかし、いかに「一時的な労働力」であれ、外国人労働者の雇用は西ドイツ経営に適応の問題を生ぜしめた。とりわけ言葉の問題に発する適応困難の問題には、どの経営も悩まされた。どこにも蓄積された経験がないので、個々の経営経済が試行錯誤的に問題解決に取り組まざるを得なかった。全従業員25%をイタリア人労働者が占めていたトール氏の会社では、早くから

46) Thol. Willi: *Fremdländische Arbeitskräfte. Rückblick auf 25 Jahre Ausländerbetreuung in einem Industriebetrieb*, Stuttgart 1983, S. 4.

イタリア領事との接触を保ち、イタリア人労働者に対する理解を深めた。そして、後には外国人労働者の第二世代のための再訓練プログラムを開発していく。適応の時代の経験が次に来る統合の時代へ継承され生かされていくのである。

1970年代の中期から80年代にかけての統合の時代を考察する仕事が、まだわれわれに残されている。それに、外国人労働者をめぐる労使関係の問題もまだ未検討である。稿を改めて考察するつもりである。

(1988年7月9日)